

旧緊急時避難準備区域でビジネスホテルを経営する申立会社について、原発事故直後の時期の風評被害による宿泊客の減少に伴う逸失利益が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 (1) 営業損害
(2) 追加的費用

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年8月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金2,971,245円の支払義務があることを認める。

(内訳) (1) 営業損害	金2,944,245円
(2) 追加的費用	金27,000円

第3 仮払補償金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、仮払補償金として金2,500,000円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名又は記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月31日

(仲介委員 山田 昭)